

機械器具 06 呼吸補助器  
一般医療機器 高圧ガスレギュレータ 3 6 6 0 7 0 0 0  
特定保守管理医療機器 救急車用酸素調整器

【警告】

禁油・火気厳禁のこと。

【禁忌・禁止】

酸素以外は使用しないでください。  
調整器は分解しないでください。  
ガスの放出を停止した状態で、二次圧力が上昇する場合（内部漏れ）は使用を中止してください。  
継ぎ手部にガス漏れが発見された場合（外部漏れ）は使用を中止してください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

株式会社ハンシン  
Tel : 06-6419-2091

【形状、構造及び原理等】



【使用目的、又は効果】

高い変圧を低定作動圧力に低下させる。

【使用方法等】

- 1) 容器バルブを軽く 2 回程開いて本体取付け口内のゴミを吹き飛ばす。
  - 2) 調整器を（2 本の）容器バルブに接続する。
  - 3) （2 本の）容器バルブをゆるくじわじわと開く。（圧力計の指示を確認）
  - 4) 取付け部および接続部の洩れのない事を石鹼水で確認する。
  - 5) （使用は容器 1 本ずつ使用する。他の 1 本の容器バルブを閉じる。）
  - 6) （使用中は容器が使い終わった時点でもう一方の容器弁を開いて使用する。）
  - 7) （交換用予備容器があれば使用しながら空容器と取り替える。（逆止弁の差動により連続使用が可能。））
  - 8) 使用後は容器バルブを閉じる。
- ※（カッコ）内は、ボンベ 2 本の場合

【使用上の注意】

- 1) 容器弁は調整器取付け前に、2 度程軽く開き、シュツ、シュツ、と吹かして、接続部のゴミ等を取り除くこと。
- 2) 流体が酸素のため、油脂類の附着等は絶対にさけること。
- 3) 容器弁の開放は調整器内への急激な流入をさけるため、ゆるくじわじわ行うこと。
- 4) 容器弁の開放、その他調整器の取扱いに於いては、圧力計に対し正面に顔を近づけないで、側面より操作を行うこと。
- 5) 使用後は必ず容器弁を閉じること。

【保守・点検に係る事項】

医療機器の保守点検は医療機関の義務となります。  
保守点検には日常点検と定期点検があります。

- ・ 日常点検
  1. 使用前に破損やネジの緩み、ひび割れ、汚れ（油や血液の付着等）はないか確認をすること。
  2. 圧力計の表示部に狂いがないか確認をすること。
  3. ガスリークが無い確認をすること。
- ・ 業者による定期点検  
本器を安全にお使いいただくために、定期的な保守点検を実施してください。2 年毎の点検を推奨します。尚、保守点検は販売店へお問い合わせください。